

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 援助金  
に関する覚書（昭和42年度）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43554">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43554</a>

对米折衝

秘  
無期限

北米局長  
参事官  
北米課長

沖能におけるトランキング・ステーション  
設置について

41. 1. 13  
北米

1月12日午後サハレシ参事官より北米課長に  
対し、沖能における日本政府の宇宙トランキング・  
ステーションの設置が対沖能援助予算に含まれ  
る旨科学技術庁より科学アシジに連絡が  
あった結果、科学アシジは、きあめで upset し  
ており、本件由る懸念方ワシントンおよび那覇に訪  
生するに起るが、真相如何と照合が  
あった。よって北米課長より、予算折衝上の戦略  
として、大蔵省が、"いったん"の態度を示したことは  
事実であるが、本件関係予算を援助予算から外す  
ことについては、予てに同省も了承済みと承知している旨  
説明した。

秘  
無期限

北米局長  
参事官  
北米課長

来会計年度日本政府対沖能援  
助に因り米(例)素案について

(41. 7. 28)  
北米

27日サハレシ参事官は中島参事官に対し、来  
会計年度における日本政府の対沖能援助に因り  
る USCAR 素案とに別添を送付した。  
別添文書の概要は次のとおりである。  
1) 那覇市消費者物価指数の推移をみると、最  
近急激なインフレーションのおそれがある。すなわち、  
1955~65年の10年内年平均1.1%の上昇率であ  
るが、1966年前半だけ5.6%の上昇率とな  
る。今会計年度のGRD-版会計予算改換が

昨年<sup>に</sup>比べ 33% 増と見込。本年 再来  
年は 2,100 万ドルの認知前補償が支払われる

予定の利益等を考慮し、来会計年度予算に  
成る換算を計上するもの。

(2) USCAR-GRI 長期計画による。来会計年  
度 GRI 一般会計予算は 9,780 万ドルと見

込である。これは昨年度に比べ 11%、一昨  
年度に比べ 48% の増加であり、沖縄の国

民所得の 20.6% に相当する。この割合は今  
年の物価が異常な上昇を遂げたこと、受給

しやすくなったこと、  
(3) 一般会計予算 9,780 万ドルに対し、投入

額は 6,700 万ドルである。そのうち、この差額  
3,080 万ドルを技術援助等に加え、外部

からの援助として、3,730 万ドルが分掌とな  
り、半割が従来のパターンに従って援助される

その額は 1,920 万ドルと見込。日本側か  
ら 1,810 万ドルの援助を得る。(注

今年度日本側援助額は 1,810 万ドル)

(4) 援助の項目、金額配分等の基本方針は、以

下は今年度のものと踏襲するもの(具体的  
項目については特記事項を次のとおりとする)

(i) 増額が見込まれるもの

(i) 公務員退職年金 医療保険 (沖縄が本土の  
一県であるとして、本土政府の援助対象と見做す  
場合) 増 25 万ドル

(ii) 義務教育取組給付半額負担

増 200 万ドル

(iii) 先島テレビ局

増 40 万ドル

(iv) 項目、金額とて、は、本年計画のもの

社会福祉 教育施設 備品 奨学金  
公衆衛生 技術援助 技術教育  
公営事業 等

(v) 指定項目が指定された額の 52  
万ドル 残された。



CONFIDENTIAL

EMBASSY  
OF THE  
UNITED STATES OF AMERICA

Tokyo, Japan

July 27, 1966

Mr. Nobuyuki Nakashima  
Deputy Director  
North American Affairs Bureau  
Ministry of Foreign Affairs  
Tokyo, Japan

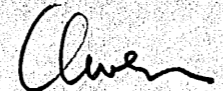
Dear Mr. Nakashima:

As we discussed on the telephone, I enclose an informal memorandum giving the preliminary plans on which the U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands will base its proposal for the Government of Japan Aid Program for U.S. FY 1968 (JFY 1967).

The preliminary estimate calls for a Japanese Aid Program of \$18.1 million which compares with a proposed U.S. Aid Program of about \$19.2 million and the current Japanese Aid Program of about \$16.1 million. Pending action by the United States Congress and the President, the U.S. Aid Program must be considered only an estimate and must be kept confidential.

I hope that this memorandum will be of assistance to you in a preliminary consideration of the desires of the Government of Japan for its Aid Program for next year. I am also enclosing charts which show the Consumers' Price Index in Naha and the percentage of the GNP for the Ryukyu Islands occupied by the General Account Budget of the Government of the Ryukyu Islands in recent years. The unusual increase in consumers' prices during the first half of this calendar year indicates that due consideration must be given next year to avoiding actions which will increase inflationary trends.

Sincerely yours,

  
J. Owen Zurhellen, Jr.  
Counselor of Embassy

Enclosures

CONFIDENTIAL

字  
持  
連  
局  
ス  
マ

FOR OFFICIAL USE ONLY

PRELIMINARY PLANS FOR FY 1968 (JFY 1967) GOVERNMENT OF JAPAN  
AID PROGRAM

A. OVERALL POLICIES AND CONSIDERATIONS.

1. The Joint GRI/USCAR Long Range Plan for the Economic and Social Development of the Ryukyu Islands (LRP) is the basis for the development of (a) the Government of Japan's FY 68 (JFY 1967) aid program and (b) the U. S. FY 1968 aid budget.

2. As publicly announced many times by the High Commissioner of the Ryukyu Islands (HICOM), Lt General Albert Watson, II, the U. S. will welcome aid from Japan provided that it is useful and usable and does not interfere with operation of the military base nor the administrative authority of the United States over the Ryukyu Islands. To be usable, aid projects and subprojects of both the United States and Japan must support the goals, priorities, and time-phased objectives of the LRP. Also, to qualify as usable, those portions of the aid programs of the U. S. and Japan that are funded to and administered by the Government of the Ryukyu Islands (GRI) must be within the estimated capability of the GRI to administer and the Ryukyuan economy to absorb the total GRI annual FY 1968 program (including that portion funded from GRI's own revenues.)

3. Present indications are that the Ryukyuan economy will be taxed <sup>but can,</sup> to assimilate the large FY 1967 GRI General Account Budget of \$88.3 million (as passed by the legislature). In the construction industry, for example, demands of all customers are at an all-time high, and some large contractors are beginning to have to import scarce skills even though the peak demand has not yet been reached. Construction demands will continue at high levels

FOR OFFICIAL USE ONLY

FOR OFFICIAL USE ONLY

at least through FY 1967 and FY 1968, thus pressing the economy to adequately perform with the resultant inflationary pressures. Already, the large demands against the limited Ryukyuan economy, which has relatively no unemployment, are causing prices to go up at alarmingly rapid rates as indicated in the attached table (Incl 1) showing the trend of consumer prices in Naha since calendar year 1955. The table shows that there was very little change in overall prices from CY 1955 through CY 1965, the index increasing from 97.4 to 110.0 - an increase averaging only 1.3% per year. Yet, in the first six months of CY 1966, the general price index has risen by 5.6 percentage points (from 111.1 in December 1965 to 116.7 in June 1966).

4. Present indications are that the U. S. appropriation of \$21 million for payment of Pre-Treaty Claims will become available in September 1966, and the bulk of the claims will be disbursed in FY 67 and FY 68. The availability of these funds will place further inflationary demands upon the Ryukyuan economy.

5. Subject to minor adjustments and cost refinements by USCAR and GRI, the FY 1968 executable total GRI General Account Program as contained in the LRP is \$97.8 million. This is an increase of 11% over FY 1967 (\$88 million) and 48% over FY 1966 (\$66 million). The ratio of the planned \$97.8 million budget level to estimated FY 1968 Ryukyuan national income is 20.6% (Incl 2) which is the same ratio as the FY 1967 budget bears to FY 1967 national income. This ratio is a substantial increase over the FY 1966 and previous years' levels as shown in the table (Incl 2). The ratio of 20.6% in FY 1967 and FY 1968 is considered to be acceptable unless prices continue to rise at abnormal rates, in which case a major reassessment

FOR OFFICIAL USE ONLY

FOR OFFICIAL USE ONLY

will be necessary. Any increases other than minor adjustments will compound the inflationary pressures already at work including the effects of the large increase in the GRI budget level for FY 1967. The GRI budget must stimulate the Ryukyuan economy but not compete with it as it now appears to be doing.

6. The total external aid requirements of the LRP for FY 1968 are indicated to be about \$37.3 million derived as follows:

<u>Item</u>	<u>Amount</u> (In Millions)
a. Total GRI General Account Program	\$97.8
b. Deduct Estimated GRI Revenues	67.0
c. Indicated External Aid to GRI General Account Program	30.8
d. Technical Education and Training, and Other Technical Cooperation Projects administered by U. S. and Japanese Government Agencies	6.5
e. Total Indicated External Aid Requirements, FY 1968	37.3

7. Continuing U. S. funding in accordance with FY 1967 funding policies and patterns will result in a U. S. aid program of about \$19.2 million. This leaves an indicated external aid requirement from Japan of about \$18.1 million.

8. The HICOM and USCAR cannot pre-commit the U. S. Executive Branch and the U. S. Congress to specific appropriations for specific projects and activities. Furthermore, the details of its budget estimates as submitted to Congress must not be revealed until after action by the House of Representatives. Accordingly, no indications of the proposed U. S. FY 1968 aid program can be revealed to the news media.

FOR OFFICIAL USE ONLY

FOR OFFICIAL USE ONLY

B. FUNDING POLICIES AND COST ESTIMATES.

1. Subject to the enactment of aid appropriations by the U. S. Congress and the Japanese Diet, the funding policies and patterns for the external aid program for FY 1967 will be continued in FY 1968. These are as follows with the indicated costs to the GOJ:

	Estimated Cost to Japan (In Thousands)
a. The U. S. and Japan will share those costs of the GRI employees retirement annuity program and the medical insurance program that would be borne by the Japanese central government if Okinawa were under Japanese administration.	\$ 800
b. Japan will continue its support to the Daily Life Security Program, and other selected welfare activities.	350
c. Education	<u>(9,740)</u>
(1) Japan will finance one-half of the cost of the compulsory school teachers' salaries and related benefits at current (calendar year 1966) rates. (The U. S. will finance one-third of the cost of all teachers' salaries and related benefits at current (calendar year 1966) rates.)	7,300
(2) The U. S. and Japan will continue to assist the GRI in a rapidly accelerated program of construction of	

4  
FOR OFFICIAL USE ONLY

FOR OFFICIAL USE ONLY

school and other educational facilities, and in the provision of school supplies (including textbooks from Japan) and equipment.	2,265
(3) Japan will continue to provide funds for scholarship loans.	175
d. The U. S. and Japan will continue to provide priority assistance to key projects and activities in support of the Public Health and Medical program.	<u>(1,120)</u>
(1) Disease Control	55
(2) Health/Med Facilities and Equipment	145
(3) Treatment of TB Patients in Japan	600
(4) Treatment of Mental Cases, Atomic Bomb Patients, et al	320
e. The U. S. and Japan will continue to provide technical education and training and technical cooperation to the Ryukyus similar to the projects and activities programmed in FY 1967.	
Technical Education and Training:	<u>( 305)</u>
(1) Education, Cultural and Technical Training	50
(2) Scholarships	250
(3) Sports Team to Japan	5
Technical Cooperation:	<u>( 550)</u>
(1) Educational Guidance	70
(2) GOJ Special Technical Assistance Activities	205
(3) Medical and Advisory Services	275

5



FOR OFFICIAL USE ONLY

f. To the extent possible, the GRI will fund from its own revenues (including funds released by increased U. S. and GOJ funding of the GRI General Account Program) public works and other economic development projects. The U. S. and Japan will contribute to specific public works and economic development projects in accordance with FY 1967 and previous patterns, and to the extent GRI cannot adequately fund the executable program of projects.

Public Works:	(2,215)
(1) Roads and Bridges (excluding farm)	205
(2) T.V. for Sakishima	1,000
(3) Piers and Harbors	200
(4) Municipal Housing	250
(5) Navigational Aids and Weather Facilities	310
(6) Rural Electrification	100
(7) Flood Control	150
Other Economic Development:	(2,500)
(1) Agricultural Land	250
(2) Farm Roads and Walls	575
(3) Capital for CBC and PFC	1,000
(4) Livestock Research and Improvement	220
(5) Forestry and Mountain Conservation	205
(6) Fishing Ports	210
(7) Model Farm	40

FOR OFFICIAL USE ONLY

g. Subtotal, indicated minimum GOJ aid program	\$17,580
h. Additional unallocated portion of indicated requirement	520
i. Indicated LRP requirements for GOJ aid	\$18,100

CONSUMERS' PRICE INDEX: CALENDAR YEAR AVERAGE  
 Naha, Okinawa  
 Average CY 1961 = 100

Period	General Index	All Food	Staple Food	Non-Staple Food	Clothing	Fuel and Light	Housing	Miscellaneous
CY 1955	97.4	100.8	123.5	88.6	90.3	102.5	90.8	90.8
1956	94.3	95.4	110.1	87.6	91.3	103.8	92.0	90.9
1957	95.4	95.3	105.2	89.9	91.5	104.4	95.1	95.3
1958	95.7	95.3	105.3	89.9	91.9	105.3	92.7	97.0
1959	96.4	94.4	104.9	90.2	94.9	106.6	92.2	99.1
1960	98.1	97.8	101.9	95.8	98.4	104.2	95.1	98.7
1961	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1962	102.4	102.8	99.8	104.0	100.0	97.7	100.7	103.9
1963	105.3	105.7	99.9	107.9	99.3	90.6	100.4	110.9
1964	108.1	108.1	99.2	111.5	100.3	90.2	100.2	117.0
1965	110.0	110.2	99.2	114.4	100.6	88.0	100.4	120.4
1965 Dec	111.1	111.5	99.5	116.1	100.6	88.2	101.2	121.8
1966 Jan	111.2	111.6	105.1	114.0	100.6	88.3	101.4	122.1
Feb	112.7	113.2	105.8	116.1	100.6	89.0	101.9	124.0
Mar	112.7	113.2	106.1	115.9	100.6	89.0	102.7	124.1
Apr	114.5	116.1	106.1	120.0	100.7	89.0	102.6	124.9
May	113.3	113.9	106.1	116.9	101.0	88.9	102.6	125.5
Jun	116.7	119.6	106.1	124.8	100.9	88.9	102.7	126.1

極秘

北米局長  
参事官  
北米課長

南米課長

安川局長・ガハレン参事官 会谈録  
(対沖渡援助内題)

(41.11.25)  
米北

25日午前 ガハレン参事官は 安川北米局長と来談。  
対沖渡援助内題につき会谈した。電旨次の

とおり (枝村課長 渡辺事務長、P-6ストロイ 参  
事官 同席)

1. 米北 安川局長より、エマソン公使との会谈の際、  
日米間とこれ更に態度を詰めるべき旨を述べた。

3. 米北 大蔵省 <sup>米北</sup> 渡辺事務長 ~~の~~ 調整 <sup>の結果</sup> ~~相対~~ ~~は~~  
~~は~~ 今年中には ~~議論~~ ~~の~~ 可能性 ~~あり~~ ~~と~~ 考  
(援助計画に於て最終的に合意し得る)

この旨を述べたのに対し、米方は、訓令により明日の  
シン大蔵省と大蔵省と意見交換に付する旨を述べた。

GA-6

外務省

2441

合に於ける際の申し入れ内容の大要は次の  
とおりと述べた。

(1) 米北 米例に対する案件選擇の説明を、米  
務省に、米例は 7月に 1,800万ドルを提

呈し、

GA-6

外務省

森  
 長官訪米の際ワシントンからこれを確認した  
 上、協定書を通官省略に非正式に折衝に  
 対し協定を促進するに合意したにかかわらず  
 日本側からの提案提出が不十分のため、これは  
 大蔵省との協定に時間がかかるといふこと  
 了解し、10月に提示された日本側提案は、大蔵  
 省了解済みと考へ、協定書で100条にし  
 日本は長官が特別の政治的責任をもちこた  
 へた数字(対)と越えの提案をした次第に  
 対し、最近の事態にはおどろかざるをえぬ。

(2) 米側の立場は、現在の提案が、ごく少く差  
 量を除いては細部にまで合意された事のため  
 だから、このまゝ受諾されるというにあり、もし、  
 日本側がどうしてもこれを再検討すると言ふ

て、これは、米側と見なせるには、何か、それ  
 同意し、協力を要する。その場合は、ごまかす  
 再検討が、合意に達  
 に実施されることと見む。日本側  
 (3) 以上をせよ。協定書は、~~日本側~~ 個々の  
 プロジェクトについて合意が成立してからでなく、~~日本側~~ 同意  
 した上で、次回協定書に大枠にのみ合意  
 する。受諾した上で  
 2. 日本側は、原則局長、理論的には、いつか  
 協定書を調停しなくてはならない。先ず、その  
 案が、米側は、大枠の同意と受諾、各プロジェクトは  
 に残すという事では、各プロジェクトに対するコントロール  
 を失うことになるので受諾した上で、そのプロジェクト  
 についての合意の成立の前には協定書を調停すべ  
 ば、日本側は合意が成立しないというにあり、それは  
 が公けにすべき







述べ、自らの立場を改めて述べた。

3. 沖縄関係の数次有知入域許可について

当方より、日本政府としてはこの半則提案に異議がない旨、及び、東條氏の口頭回答に日米双方の合意成立を認めようとの確認を求めた。対し、先方は、この合意について①

~~channel of negotiation~~ ② 高官訪中の際の事前通報の対象として日本政府公務員には国合文は含まれないこと

2点の両方交渉の合意に各自確認の上、条件の相互築造について原則的合意の成立を認め、見做す確認した。

これらより、山野局長が沖縄で具体的に交渉を行おうとす

3. 築造の開始時期については双方の準備が次第に実施するべく合意された。

4. 次期協議委員会の時期等

条件に因り、先方より我方の意向を互に伝わり、<sup>(注)</sup> 運命の共同で、次回は2月10日から15日の間に開催するべく、及び、これにて

~~が予定され~~

援明関係の最終合意を以て、双方に命令交換を以て、この結果を技術委員に報告する旨述べた。

先方より、これを了す旨述べた。



秘  
無期限

北米局  
参事官  
北米課長

昭和42会計年度対冲縄援助に関する  
パナマ米政府計画局長との会議録

42. 1. 26  
米 世

25日午後、北米課長(兼山同席)は、特選局長(兼山同席)及び有本同補佐とにより、来年中の「パナマ米政府計画局長」を招致し、42会計年度対冲縄援助に関する日米側対案の内容等について会談した。同会談の要旨次のとおり。

1. 冒頭 パナマ局長は、日本側対案内容の詳細は沖縄現地で有本・タカノ間にて行うこととし、来年中は「パナマ米政府計画局長」に時間を傾注したいと述べた上、また、日本側対案の支出も42、43の両会計年度にわたることは、実際的措置としてSOUNDな方針であると思ふ旨述べると共に、他方、2の支出方針に際し、問題が有り得ると

特選局長(兼山同席)との会議録

2  
思われる項目として、農山漁村電気導入及び港湾施設の2項目を挙げ、2の4は依然として琉球政府が優先事業として本年前半に竣工を希望しているものであり、資金の一部は明年にわたることに問題があるかも知れず、~~有本・タカノ間にて~~ <sup>有本・タカノ間にて</sup>検討したいと述べた。(2の4に就き、当方は、GRI予算が執行され得る他項目資金からの流用の可能性を指摘した。先方はGRIの資金も余裕があることを説明した。)

2. 「1」局長は更に、問題点として、日米側対案中の公務員退職年金及び医療保険(半側提案中の項目No. 18及19)に言及し、本件2項目の大幅減額は半側にわたるものであること、2の4は再考が強く要請すると述べた。局長は、日米首脳間の共同声明を引用し、沖縄住民の福祉、公務員年金及び教育分野の改善は日米両国にとり、最重要施策であり、

2の1の案の目的、日本政府は協力に集中してあり、先週ワシントンに発送した予算要求書において、本項目に肉付

日政援助額は(互に我方に非公式に提示した対等の案を以て基として)半例提案通りに着目して予期し。

運輸会給付計画の15%に相当する金額が日本政府から援助されるため、半例援助も同様に15%に相当する金額の

予算化に力強く要望した。<sup>(半例援助)</sup>2の2の案に日本側の案件援助の減額が~~決定~~決定された場合は、半例援助の本項目

に力いて半例案が打ち切られる可能性がある。日本政府の要求も、相応に減額されることとなる。その結果は重要政策

案の実施という意味から、又、半例案に力いて極めて苦しい立場になると述べて、沖縄内閣予算に肉付

半例案の初回を説明し、<sup>民政府</sup>議事録の方には原案の経緯を説明する旨(言はれぬ)の旨を述べた。

2の2は明日であり、~~案は半例案~~70%の削減は必要とする。削減の程度にも影響されることと充分考慮し得る

述べて。

2の1に力いて、互に、下敷のよう日本側の事情を説明した。局長は、以上の半例の事情もあり、少くも

今年度援助には半例提案に力いて打ち出すことと予期し、希望する旨述べると共に、日本側の上記半例の希望を

(round figure 26%)

打ち出すならば、今年度以降の援助要請の際には提案の方針、内容を新しい角度から検討し、~~検討する~~

案件2項目は明年度半例提案には含まれないように~~する~~述べて、<sup>これを考慮する</sup>

述べて。

<sup>2011同意</sup>日本側が要求した17%より

よって、我方は、明年度援助に肉付半例提案の案件2項目を含まない。この案件を貴局長に力いてお渡しして

頂ければ、御要望の案に力いて、再度、大蔵省に説明する

★この点については、日本政府としては、本工復帰の際の困難を少なくするため、社会福祉、教育等~~に~~水災の被災者に対する内容についても、本工との差をなくすよう留意（たんにこれは当然である）と指摘した。⑤

再考を求めた際に、有利な状況となるか、仮にその場合は、先方はこれを認め、その上で、半額の事情は充分了解

した。早連大蔵省に、内容を説明する旨を伝えた。

本件項目の減額に関する日米両事情について、先方は、大蔵省は本工の希望を認め、本工に実施している

此種項目に対する補助を沖銀の時に認めるとして、かつ、中のあることを説明した。先方は、沖銀が半額

として、~~特殊な~~例として認め、沖銀を各等と同様の目に見ている大蔵省は認識不足を甚しく

述べた。⑥ <sup>（内閣府）</sup> 沖銀補助に対する大蔵省折衝をより容易にするため、内閣府も協力する用意があり、大蔵省理

者の沖銀訪問の実現を~~促進~~<sup>促進</sup>と述べると共に、明年後、半額案の提出後に大蔵省当局に対する説明を行うこと

として、<sup>（先方）</sup>述べた。この点、大蔵省に対する説明は

提案の事前にも行なわれなければならない（事後には、大蔵省の公式提案の変更、或種の圧力

を感じることもある理由で、余り満足しないであろう）旨を説明。先方は、自今限りでは、そのうち来ると思

改め、検討したいと述べた。

3. 更に、先方は上記 2 項目が半額提案通りになるときは、他の項目の検討にはさして時日を要せず

し、速向後には、実務的決定の道に（得る）と述べた。

4. 先方は、上記 2 項目との関連で、1 は、資金運用部資金の追加提案に言及し、自今、資金運用部

設置が望ましいと述べた。これは、充分確保しているが、来年度は GRI の自己財源で、充分資金運用部資金

を賄うことができるので、日政援助は不要であり、折衝の援助が活用されないことによる怖れが強いことを

述すところ。

5. 又、先方は農産物等流通対策(所謂ハコ田  
冷凍貯蔵庫)の項目について、同貯蔵庫の存在が  
ハコ田価格の削減に定率に達するに認められる  
総合的見地から見て、現段階ではこれを建設する  
は、時期尚早ではないかと考えられるので  
改め検討を仰ぎ、検討したことを述べた。

6. 我方は、移住振興の項目が追加されたことに  
対し局長の感觸を述べた。同局長は金額の大きい  
ことにあり、日本側提案通り受入れることに  
問題はないと  
思ふことを述べた。

7. 本和、先述の半側要望の7月26日、総費課長より、局長  
の要望を大蔵省主計官に説明した旨及び、本件  
2項目については、資本補佐と民政府との日本側対策に

関する詳細な内容検討の結果を述べた。他の  
問題については、一括手筈折衝を行うことになり  
自連絡

継続した上で、ガバ-ン事務局を通じて、ハコ田局長に  
その旨伝えた。

北米局 署

参事官 室

北米課長 室

昭和42年3月9日

外務省北米局長  
東郷文彦殿

那覇日本政府南方連絡事務所長  
高杉幹二

援助増額とインフレとの関係について

先般の才12回日米協議委員会における、ジョン

ソン大使の本件に関する発言について、帰島後

小生がバーンズ米民政府計画局長と話合った

ところを御参考までに報告する。

1) 昨年7月末にJFY1967の日政援助の要

請をする段階で米琉間に援助増額とイン

フレとの関係が討議された。(詳細は別添

総 理 府

704 /

資料A,Bを御参照のうえ、小生に御返却

ありたい。) この討議における米側の考之方

は、8月森総務長官来島の際のUSCAR

のトーキングペーパー(別添資料参照の

こと)にも明瞭に記載されている。

2) 米側の見解は大概次のとおり

琉球経済は現在(1966年7,8月頃)

ピークにある。消費価格指数は過去10年

間に年平均1.3%で上昇したにすぎなかった

が、1966年はじめより6ヶ月間に5.6%上

昇した。又建設ブームが続き労務者が不

総 理 府

2

前送より持送らるる郵便物にて送付(密封)

足りているために、この方面よりコストインフレが

起きようとしている。RFY 1966年度に予定に

いる建設事業の約60%が同会計年度中には

完了し得ず、次年度に繰越ししなければ

ならない<sup>状況にある</sup>。そのうち、RFY 1967年度の建設

事業費は 15,700,000 円で RFY 1966年度の

1.5倍になっている。

予算規模を見ても RFY 1966年度が国民

所得の 16.5%であったのに対し、RFY 1967

年度は 20.6%になる。RFY 1968年度の予

算規模を 97,800,000 円とすると同じく推定

国民所得の 20.6% となるであろう。米側と

して、RFY 1968年度は、たとえ外部からの援

助を 30,000,000 円以上要請したとしても、

琉政の予算総額は 97,800,000 円以上は

膨張させられないと思う。

3) 立法院に提出せらるべき RFY 1968年

度琉政予算案は、総額約 110,000,000<sup>円</sup>

に膨張し、そのうち日政援助約 28,800,000<sup>円</sup>

米援助 19,500,000 円 が計上されることを

としている。(尤も、正確には、日政及び米政の

直接執行分並びに南援を通ずる援助を除く

所謂財政援助相当 "Cash Contributions to GRI Budget" が計上された。

4) 本使が3月7日バーズ局長と会談した際、同局長は次の通り述べた。ジョンソン大使のオレ回日米協における発言は、上記のような米側の一貫した考え方を述べたまでであって、米側としてもプライス法の支出限度が現在のまではRFY1968年度琉政予算が成り立たないので同法を修正して25,000,000ドルまで支出限度を上げたことに最大の努力を払うつもりであり、自分

(バ局長)は3月14日、高等事務官は3月16日渡米する。(今度プライス法が修正されない

総理府も外務省も国内的に苦しい立場になるのでは是非とも修正せしめてほしいと本使より述べたと、同局長はUSCARも同様の立場であると答えた。

ただ、1966/7年末の琉球における消費物価は過去1年間で6.8%上昇しており(別添資料D)、これを注意深くwatchしている次第である。併し、建設計画は相当部分RFY1969年度にずれ込む公算が多いので。

この分だけは景気の加勢をおこえる要因

となるものと考えている。

以上



A.



### 討議資料

「1967年度琉球政府の一般会計予算の  
民政府による条件付承認」の問題に関する  
主席との談合の時の民政官資料

1967年度琉球政府予算が立法院へ送られる前  
に議院を檢討された時、私は30万ドルを予算に繰  
入れ、市下水工事に50万ドル以上割当てを条  
件に許可する旨、法案審議会に通知しました。  
そのことが意見の一致を及ぼし、通り処理されたことを嬉  
しく思います。

又教育計画においては、建設工事費を増すことによ  
って長期計画から異常に逸脱していること、民政府は  
考慮すべきことと述べました。1966年2月14日の長期  
計画概略報告において、それ以来8700万ドル  
の67年度予算を行使するには琉球政府の能力と  
しては、特に建設費の多額増加に留意して、やはり

琉  
球  
政  
府

直前であろうということが強調されたことを貴殿  
には御記憶のことと思います。又このほど大抵政府  
の計画を吸収する経済能力は疑問でした。その  
疑問は、2月以降次の2つの表で証明されるに  
至っております高まってまいりました。

その一つの表(別添3)では、消費者価額指数が1966  
年6月30日を末日とする6ヶ月間に5.6%の上昇、即ち  
1月約1%の上昇を示しています。これは1965年末  
とす10年間に於ける年間平均上昇率の1.3%に匹敵する  
ものです。非主食品の現在の上昇のいくらかは野菜類の  
水害等で、暫時的なものですが、雑穀の種類が4.3%  
上昇というのは非常に警戒すべきことです。それら  
中には三次産業(サービス業)や建設業も含まれている  
です。この大抵琉球政府の予算はこれらの産業に対して  
他の顧客と共に建設業への需要の増加と相まって  
多くの需要をもたすこととしてしよう。

琉球には失業がないので、建設新受業者や他の

業者は既に努力を輸入しければならぬ状態に  
あります。これは琉球経済が全く飽和状態にある  
ことを示すもので、私に心配するのは貴殿も存して  
うが、琉球政府の予算は現在一般経済部面を単に  
刺激するということ、それと競合し始めていること  
であります。二番目の表(別添5)は琉球政府の実際  
の67年度予算と68年度予算案が国民所得の20.6%  
であることを示すもので、これを過去3年間の平均  
増加率(15%)を上廻す大増大であります。  
このように激しい経済状態において、このことは現在の  
ところ一部的にはほう式であってまいりませんが、将来の  
長期計画の案三には、この件を非常に注意深く検討する  
必要があります。もし経済の全需要が供給を常に  
上廻る場合、又は物価の恒上りが続いた場合、貴政  
府の500万ドルの予算は68年度の物価で表わせば  
市場において400万ドル以下の価値しりあります。  
民主党は、経済事情を国民の手取りの所に近い

琉  
球  
政  
府

ゆつ(ま)と激しく非難されることになり、所得税  
の減税プラス請和需要の支持は更に経済に  
多額金を注入することになり、事情を悪化させることになり  
ます。過剰金のいくらかを吸収するために貯蓄計画を  
推進しなければなりません。

プライス法の枠はまだ引き上げられていないので  
予算を執行するに当たって貴政府はまず米国振助資金  
の100万ドルの候用を計画して下さい。追加額の50  
万ドルは特に本年度の割当資金の枠の引き上げが  
余り遅くなる場合、未償までは得られません。しかし  
それは貴政府にとって支障を来すものではないと思われ  
ます。同資金は会計年度末頃までに負担行為を  
することができ、或いはしなければならぬかという  
疑問はございません。

合同企画委員会が目下作成している68年度振助  
計画(別紙添付)の総括指針の中に、民政府は適當  
研究を行い、修正処置をとることができよう、現在の

諸事情をとり入れています。

今次に整理し付けたい点はいくつかの問題は  
講和前の要求を合法化するために、ディストリクトエグゼクティブ  
(DE)の要求としていた行務費に関する件にあり、  
弁務官の非合法化を合法化することはできず、  
従って、衆議院及びその協会に対し、彼等がそれを  
合法化することはできないということ。又新聞記事を  
通じて人々の意をなすようなことはせめて黄うう貴殿  
の忠告の下に、尚当局の職員は貴政府職員に  
対し、衆議院の賛合割当があった場合、それら  
の要求を処理するために琉球政府はDEに対し  
必要な費用を支給する旨の正式の文書を提出す  
るよう要請しています。

添付書類 A. 民政府 琉球政府計画用

民政府案 (65年7月29日)

1968年度(昭和42年度)米日及び日本政府振助計画立案  
の指針と手続

A 一般原則、問題点及び指針

1. 1966年2月14日現在の琉球政府 民政府合同長期  
計画は、1968年度外部振助計画立案の基準である。  
振助計画は1967年度琉球政府予算に現われ、重兵計画の  
小変動をとりつけ反映するようにする。
2. 先に意見の一致を見れば、67年度及び68年度琉球政府一般  
会計予算の執行可能水準は、1966年2月14日の高等弁務官  
及び行政主席の合同説明書の第6表(別紙1)及び第7表  
(別紙2)に示されたとおり、8700万ドルと9730万ドルである。  
第6表の脚註に示されたとおり、これらの水準及びその後の  
各年度水準は長期計画、1965年3月18日版に「一年に1  
加速された年次計画水準を琉球経済の必要とし、その  
吸収力、そして琉球政府がこれを管理する」という

計量経済学的命題は証明されているが……に基づくものである。

3. 長期計画に因り1965年2月14日の合同説明以来生じた次の問題及び情勢の変化は行政面に対す計量経済学的命題は現在の態和状態にある。又は「ほほほ」の琉球経済にとって野心的過ぎた感があることを示している。

a. 経済に対する全体的な需要は、消費者物価指数表(別紙3)に示す総合的物価指数の異常に急激な、おとろく成長率によって証明されたとおり、供給を超過している。それで琉球政府及び民政府としては、消費者物価指数の異常上昇を防止するために、長期計画の経済的目標を達成すべく直ちに積極的処置をとらなければならぬ。

b. 建設業においては、需要が常に高く、70%に達している。一部の建設請負業者が第3国から必要の技術を輸入していること(分るよう)に、多くの熟練労働者の供給が著しく不足している。建設業は、1967年度及び1968年度を通じて高水準を維持するであろうから、経済に対するインフレ

的需要は続くであろう。<sup>労働力の不足・建設用の高騰、業者の安眠の自由、輸入制限(物価)の増徴</sup>

c. 経済の他の部分が困難な状態にあるという事実が証明するとおり、琉球経済には失業はない。例えば、琉球政府は、インフレの収束及び環諸作業を助けるために、再三半熟練及び非熟練労働者を台湾から輸入した。

d. 琉球政府は、大学卒業生を大部分教員として採用することを希望している。すなわち、1966年の卒業総数1400のうち850人である。これらの卒業生は、経済の他の面で、緊急に必要としているのである。これは、おとろく、私企業が彼等の技能に対し、高値を付ける結果となり、そして、労働力の不足による各産業間の労働者の通常の移動と相俟って、生産コストを吊上げ、その結果は消費者物価の上昇を来すことになる。

e. 「ほほほ」経済における熟練者の不足による輸入の増大という点から、琉球政府の大きな校舎建設計画は、多数の大学卒業生が教員よりも私企業を造るであろうことを考へると、急速に減退するであろう。更に66年度 ARIA 資金

による校舎建設計画が215,000の増が29%に66年6月30日までに完成した。

この率が67年度においても続くならば、67年6月30日までに300万ドル以上が未完成ということになり、68年度の予算要求におそらく制限されるであろう。

子。琉球政府は一部の税金を引下げたが、これは個人に多額の金を残すことになり、1967年度以降において、経済に対し物品及び労務の需要を増加せしめることになり、例えば個人の所得税だけで750万ドルとなり、これは油脂税及びその他の税金の増加による総費の増加によってある程度相殺される。

g. 1967年度及び68年度に予定される米国の補償の支払は、琉球住民の手裏に大きな資金を与えることになり、これらの支払2100万ドルと見積られるは物品及び労務に対する需要を著しく増大させる結果となり、経済に対するインフレ的圧力を増すであろう。

琉  
球  
政  
府

h. 定期的賃銀の上昇は、生産性の微々たる向上を上廻りつつある。その結果、物品及び労務の生産コストを著しく増加せしめつつある。特に、琉球政府予算がその需要について重きを置いている第3次産業を含んでいる。消費者物価指数表(別紙3)の中の雑の面においてそうである。

い。一人当たり及び勤労者一人当たりの年間所得の極端に高い上昇率は主に労働力の中の若い層と生産性の低い第1次産業から生産の拡大された第2次及び第3次産業に転向させることにより、可能となったものである。

別紙4の表に示された雇用労働者の業態別傾向と一人当たりの所得の分析は、66年度における第1次産業からの転出者は、65年に比べて4.4%の変動(159,000人から152,000人)があることを示している。これは、長期計画で予想した数字1.9%減(65年度の159,000人から66年度の156,000人)と大きな開きがある。第1次産業は若い労働者の不足を来たし、このため、第2次産業及び第3次産業に対抗増大する生産需要を満たすために、これ以上転出者を出すことはできない。よって、これらの需要

を補正するためには、第2次及び第3次産業における労働者一人当りの生産力を増大せしめなければならない。そのために、生産コストの増加によって真の意味での経済成長を相殺することになる。

3. 琉球政府立法院は、67年度琉球政府予算を8700万ドルから8800万ドルに増額した。別紙5の表に示すとおり、この水準は国民所得予想額の20.6%で、記録的な率である。これに次いで高いのは1966年度の16.5%である。

67年度の予想率20.6%は一年間の増加としては大き過ぎる。概に飽和状態にある経済を考えると特にそうである。

更にインフレ的圧力にすべて連続し消費者物価指数を吊り上げることにすれば、67年度又は68年度における国民所得又は一人当所得の実質的増加は皆無となる。

更に政府が購入する物品及び役務の費用の増加は政府予算の相対的価額は、1966年度の物価で見た場合には3800万ドルをかなり下回る結果となる。

4. 上記のことから琉球経済の負担は琉球政府が運営できる今後の琉球政府の年間予算水準をどのように

決定するに依り、1967年度は重大な年となる。

琉球経済を単に刺激するというより、琉球政府予算は経済の他の面と限られ、物価と役務を事実上

第奪していることは明らかである。これは維持できない状態であり、できるだけ最高限度に匡正しなければならない。

次は1967年度琉球政府予算の執行並に1968年度予算計画及びそれを維持する米国及び日本政府外部援助計画の立案に必要な手続である。

琉  
球  
政  
府

α 67年度琉球政府予算と重点の分析(1) 優先  
度の低、土木工事及び経済の対策、現行需要を減す  
たが、年度後半に通過して、その後の事業の  
類(決定)は、社会事業と政府の競争の  
し、又は、最低限度に止める、琉球政府予算の執行率を  
コントロールする。年中琉球政府及び民政府は、経済状  
態、優先度の低、政府補助金又は融資金を含むと絶  
えず監視は、拡大された資本計画の大  
部分、年中の後半に実施する。その結果、68年度  
の計画の達成は、経済・限られた、68年度の新しい資  
本計画の必要性を減す。』

琉球政府

97.8%の水準で維持し、1959年40%の水準に比べて高水準で維持し得たこと。 (97.2%の水準に比べて12%)

b 1968年度琉球政府予算 4750万は、同区所得の20%と最高比率を示してあり、その予算基  
 礎に引いて計画した。 1967年春まで、1967年度  
 事業計画の執行実績は、この様に繰延べ又は削減  
 の1967年度、58,200万基模と、1968年度、54,750万  
 基模に、7年3ヶ月に列明した。 又、実績  
 別紙の計量経済命題に代り、1969年度以降  
 の最上適基模を実際に明示すべきと認められた。  
 5. 琉球政府の減税又は課税調整は、均す、GRI  
 の流入に引いて別紙(2.2)の琉球政府の必要と  
 最低56700万の財源の60%に、1967年の  
 立法期間中に、1968年度琉球政府予算、該為適  
 用と減税の10%に、  
 6. 長期計画、要する27200万の援助、米国及び  
 日本からの援助、1,400万、1,800万、一頁担が  
 である。 別紙6の事業、暫定計画表と同表、長期  
 計画及び従前の資金支出方針と有初思、実行可能な

琉  
球  
政  
府

援助金使用の長年に亘り検討して作成した  
 要領に基いて、この援助金を必要とする事業項目を掲げ  
 ている。  
 7. 琉球政府は、1968年度援助金の対象となる事  
 業のうち、重要度の高いと認められた割当を行うもの  
 別紙表6に掲げた従来の事業は、この削減に引いて初  
 告も意向の60%に思われる。 行、場合、日米両政府  
 の継続(と認むべき事業は適当と認められた程度以上の削  
 減に引いて注意すべきものと認められる。  
 8. 美7区に内閣は、(琉球政府一般会計予算の  
 支出資金増の1968年度に於いて、1967年度に12%以上  
 超過して(82,740万から82,080万円増)伸びたこと、  
 琉球政府として重要度の高い、実行可能な事業項目で  
 資金割当がなされては、この削減に引いて資金を補充す  
 ること、20%に引いて、(例として、市町村交付税率  
 (事務部門1001号)に引いて、市町村の行政上増額資金  
 の処理能力の60%に、交付税率を、引上げて、



3) 琉球政府として希望下す。

9. 1967年度援助計画の資金支出方針は、1966年度に於ては米国の議会及び日本国会の予算決定に従って、次として継続す。

a. 米国及び日本の沖縄が日本の施政権下におく場合、日本政府が負担する琉球政府公務員退職年金事業及び医療保険事業の経費を継続して負担す。

b. 日本は生活保障事業その他同僚福祉事業を継続して補助す。

c. 米国の(保護)家庭食糧供給隊及び琉球学校給食会事業に対し、1967年度に計画基準で食料を継続供給す。

1. 教育

(1) 米国の全教職員給料及び関係給金(経費)の支出と現行(1966年)率で融資す。

(2) 日本は義務教育教職員給料及び関係給金の費用の支出と現行(1966年)率で融資す。

(3) 米国及び日本は校舎建設修繕事業及び教科書を含む学校備品整備に琉球政府を継続援助す。

(4) 日本政府は継続して奨学貸付資金を供給す。

e. 米国及び日本の公衆衛生及び医療事業に助成す、その重要事業に対し、宣兵的に援助を継続す。

f. 米国の琉球政府へ公安活動に対し750万及びGRIへ公衆衛生事業に対し50万を一般補助金として継続して寄与す。

g. 米国及び日本は1967年度計画事業と同様、琉球に対して技術指導、研修及び技術協力を継続提供す。

h. 琉球政府は自己財源(GRI一般会計事業へ)公共資金支出(増)を生(不)資金を含む。から、その公共事業その他経済開発事業に支出可。

米国及び日本は1967年度及び従前、要領上特別の公共事業及び同僚事業に対しGRIへ実行可能な事業計画で適切な資金調査が不能な場合、この調査不

琉球政府

能は限らず援助す。

10. 援助計画作成は琉球政府と民政府の合同審議する公的案件であり、援助計画の内容如何の部分でも事前に発表してはならない。新聞発表も従って公表してはならず琉球政府と民政府の同下書等の合同協議す。

### B. 主要事業計画の特別方針及び指針

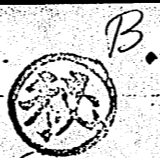
1. 琉球政府の一般会計予算の11事業項目に関する主要事業目標は、長期計画書「FR/USCAR長期計画1965/66年次審議一般方針、目標及び指針」合同計画委員会との1966年1月5日の会議に引続き、同委員会の承認(1案第3)に明示されている。

2. 特別事業実施単位及び関係経費見積額については、1966年2月14日付長期計画に關する個別部署別総括データシート(その大部分は、66年1月31日付の日付で作成されたもので、そのコピーは、長期計画の1月調整校討。然に民政府と琉球政府に配付した。)に記載されている。経費見積は、計画見積額であり、援助計画作成において再検し、縮減は見積が必要である。

C 主な行動の予続と目標日程

年月日	主な行動
1966年7月18日	琉球政府は指針と予続についての 意見書を合同計画委員会に提出した。
1966年8月5日	合同計画委員会が指針を公表する。
1966年8月13日	日本政府は琉球政府の協力を得て 援助計画を作成し米日両政府 各行政部門に提出する。
1966年9月8日	米日は東京で行われる協議委 員会において、日本政府に対し 昭和42年度援助案を提出する。
1966年9月15日	日本政府は1968年度米日援助予算 案を本國政府に提出する。

琉球政府



67年度 学校建設計画の増額について

67年度 学校建設費を長期計画の5122千円から  
同年度予算で6006千円に増額した理由は①従来の計画  
では67年度日本の施設基準に達する予定を政策的立場から  
3年度で達成する必要があったこと。②66年度の同予算  
執行状況は支出負担行為済み99.9%工事完成済み  
約72%を示し、以前に比べて可成り改善されて、将来  
について懸念する必要はないと認められたことによる  
ものである。

	67年度長期計画額	同年度成立予算額
教育施設	40160千円	49230千円
技術教育	3030 "	120.5 "
琉球大学	4885 "	216.1 "
社会教育	3150 "	1470 "
計	51220 "	60065 "

1966年前期の消費者物価の上昇について

① 消費者物価指数がこの6ヶ月間に5.6上昇して  
いることは御指摘のとおりであるが、上昇品目について  
その要因を分析すると、野菜類等生鮮食料品の  
値上りは主として気候条件に基づく季節的需給変動に  
よるものであり、米価の値上げは専ら国際相場輸入  
価格の上昇によるものである。これらの要因のほかは  
一般的要因としては、円高賃、理髪、パチンコ、  
新聞、映画等のサービス部門及び第一次産業に  
みられる様に経済の成長と同じテンポで生産性が  
向上（広い意味で生産物、サービスの値上げによる）は  
れば他産業と所得格差が益々拡大せざるを得  
ない事情が最も強く作用しているからであり、同じ  
ことは将来において、程度の差こそあれ予想される  
ことである。

② なお、沖縄は交換性の高いドル貨を内外の取引  
決済手段としていること、為替貿易は自由化されてい

琉  
球  
大  
学  
教  
育

こと、供給に占める島産品の割合は小さく輸入品が圧倒的に大きいこと等からして、有効需要に対する供給不足又は政府の財政需要を含めた需要の増大に伴う物価騰貴という現象はあり得ないと思われる。

### 国民所得と政府予算及び政府財政と

#### 一般経済との競合関係について

① 国民所得と政府予算の便途の関係は別として両者の金額のみの対比は有意義ではないと思われる。経済的後進国であればある程、所得水準は低く政府の財政需要は大きい。従って後進国の国民所得に占める政府予算の比重は当然大きくなるを得ない。国民所得に対する政府予算額の比較論は担税率の検討においては有益であるが、所得水準が低く財政需要の旺盛な沖縄においてこの様な比較論は無用であると思われる。

② 一般経済と政府財政とは夫々の投資分野が異なるので、本質的に両者の間に競合関係はありえないのではないかと又仮にこの様な競合関係が生ずるとしても、政府財政は一般経済の健全な発展上欠くことのできない前提であり、

基盤をなす所の社会資本、教育、社会保障等に対す  
るいわゆる先行投資をなすものであるが故に  
その充足を優先すべきであると考へられる。

A-1. 67年度GRI予算との関連における

68年度計画の取扱いについて

- ① 66年2月14日現在の合同長期計画の策定は  
各年度毎に夫々の年度当面の諸情勢に即応  
して同計画を修正する旨の相互了解に立って行  
なされた。
- ② 68年度計画(予算)編成に当っては、67年度  
予算に関連する修正を反映せしめると同時に五  
遅れに教育の振興、社会資本及び社会保障  
制度の充実等に対する政治的、社会的要請が  
特に強いので、これに対応する同計画及び予算  
の増加が考へられるべきである。

A-2. '67及'68西年度の予算水準の  
必要性及び可能性について。

① 周知のとおり 琉球経済の健全な発展を  
図るためにはその基礎となる道路港湾等の社  
会資本を始め教育、社会保障制度に対し  
民間活動に先行してはすべき政府投資の余地  
が余りにも大すぎる。従って、琉球経済のこの枠は  
先行投資を重要内容とする。政府予算を必要と  
すること、且つ経済の之を吸収(得ること)は計量  
経済学的手法により説明するだけでなく自明である  
と考えられる。

② かなりの規模の予算に対する琉球政府の執行能  
力の問題は、'65年度から'66年度の財政規模の  
推移及び予算執行体制が相当に改善されて  
来たと認め、十分解決され得るものと信じている。

年度	予算額 百ドル	対前年 増加額 百ドル	対前年比
'65	55.7		
'66	65.9	10.2	118%
'67	88.0	22.1	124%
'68	111.0	23.0	123%

琉  
球  
政  
府

A-3-a 消費者物価対策について

- ① 消費者物価の上昇は先述の分析で明らか  
なとおり、主として、経済の成長と同じペースで生産  
性が向上しない第一産業及びサービス部門に  
おける低生産性と需給の季節的変動等の  
内部要因及び輸入価格の上昇等の外部要  
因によるものである。
- ② 従って物価上昇を最小限度に抑制すための  
琉球政府として、生産性の向上、流通機構の  
改善及び貯蓄増強等の面で能力限りの努力  
を払うことは当然であるが、経済の成長過程に  
おける3~4%程度の上昇は先述の低生産性  
部門の他、産業との所得格差を是正する上  
から止むを得ないものと考えている。

琉  
球  
政  
府

A-3-b.c 建設需要の増大に伴う措置

- ① 建設需要の増大に伴い、熟練労働力の  
多少の供給不足を生ずることがあっても之を以て  
最も緊急且つ重要な社会資本等の強化  
措置を抑制する理由とすることはできない。  
この必要から島内労働者の賃金向上を期して  
海外から熟練労働者を導入することは当然  
考慮されて然るべきである。
- ② 建設業者の工事能力の強化及び労働生産  
性の向上のための作業工程の機械化、省力化  
(生コンクリート使用も含む)を推進することによって  
前述の問題は相当改善されている。今後とも  
引き続き改善されるものと考えられる。
- ③ なお、既存の工事能力をフルに運用させる  
ため、政府の工事発注量を季別地域別に  
調整すること（この問題を緩和する上に役立つ  
もの）と考えられる。



A-3-d 教員の増加計画に関連して。

- ① 1966年3月の大学卒業者は、1920人(別添文教委調査結果による)のうち少くとも80%、1500人以上は沖縄に定着するものと予想されている。そのうち教員需要約700人を差引くとしても半数以上の800人は教員以外の職に就くことになる。更に最近の労働生産性は賃銀の上昇とは平行して上昇している事実(琉銀による主要企業調査)及び供給面に占める島産品の占める割合が小さいことに鑑み、琉球政府の教員増加計画が著しく私企業の新卒採用を圧迫し、賃銀上昇、コスト的物価上昇を誘発する危険は殆んど考えられない。現にその様な現象は認められない。
- ② 沖縄内における1968年度大学卒業者は約1500人と見込まれているが、そのうち教員免許取得者数約890人、このうち教員希望(試験合格者数)300人と予想されている。68年度に、

おける必要教員数約1000人とすると不足数は約200人となるが、1966年及び67年の既免許取得者で本邦教職に従事していない者が約220人いることと更に本土大学卒業者が約1100人で、そのうち教員希望者が20%とみても200人はあると見られるので、科目別若干の不足は生ずるとして、全体的にみて、教員の補充に事欠かないものと考えられる。

A-3-e. 校舎建設計画と教員補充について.

① 1966年度の文教局関係建設予算  
#2,239,204に対し、同年度末の支出員担行為  
済額は99.9%、支出済額は約72%で、1965  
年度の執行率(67.4%)に比し、予算執行能力は  
可成りの向上を示している。

② 学力向上のために学級不足及び不足教室の  
解消は急務であり、教員不足を理由に校舎建設  
を遅らすことは消極策にすぎず。  
教員の確保については、別途に対策されるべき  
である。

琉  
球  
政  
府

A-3-f. 減税の効果について.

所得税等の減税(#2,839,000)の効果は、  
他の面の公租公課の増徴(#3,615,000)により  
殆んど完全に相殺されるので、購買力の増加  
要因となることは考えられない。但し、社会保険等  
の振替所得が増えるので、その分は主として  
低所得階層に限られ、且つ相当のタイムラグを  
伴うので、消費性の増進を利戟する要因には考  
えられない。

減税の部	
所得税	7,729,000
通行税	1,023,700
娯楽税	87,000
計	8,839,700
増税の部	
酒税	382,600
煙草消費税	997,600

葉タバコ輸入税 412,400  
 石油税 2,956,000  
 物品税 500,000  
 計 5,248,600  
 差引純減税額 3,591,100 (A)

可処分所得から控除される社会保険事業  
 退職年金掛金 1,341,000  
 保険料金 2,019,500  
 計 3,360,500 (B)

(A) - (B) ----- # 230,600

3-A-g 諸和前補償の影響

- ① 諸和前補償は、2+年に亘り支出される予定であり、その購買力の急激な増加を結果としては考えられない。このことは過去(1960~61年度)において行われた軍用地料の長期前払いの何らのインフレ的圧力をもたらさなかった事例からも十分首肯されるのである。
- ② 経済学者 M. Friedman の恒常所得と変動所得に関する分析によると、恒常所得の動向は消費性向の決定要因となり、変動所得は消費性向を強める作用はなく貯蓄に回る傾向が強いということである。このことからしても諸和前補償の支出 (Friedman の変動所得に該当する) が経済に対するインフレ的圧力には考えられない。
- ③ なお、経済の諸情勢に鑑み、政府としてはこの機会に貯蓄増強運動を一段と強化し、

琉  
球  
政  
府

余剰購買力を生産投資に振向けさせ生産基盤の拡大を図ると共に消費支出の抑制に資する配慮が必要がある。

3-A-a 賃銀上昇と労働生産性の関係について

① 主要企業の労働生産性と賃銀の上昇速度に関する琉銀調査指標(下記)からみると賃銀の上昇は当初労働生産性の上昇を多少上廻っているが最近では両者が殆んど併行していることを示していること且つ供給面に占める島産品の比重が極めて小さいことから、ここで指摘されている物価上昇の危険は極めて少ないと思われる。同様に政府の財政支出増との因果関係も微々たるものであると考えられる。

労働生産性上昇率	賃銀上昇率
63/63 21.2%	27.9%
63/64 16.4%	15.5%
64/65 4.4%	4.2%

琉  
球  
政  
府

② 賃銀上昇は労働生産性の向上が場合限り、それ自体所得水準及び生活水準の向上を意味し、むしろ歓迎されるべきであつて、之は1962年3月のケネディ大統領新政策が支持している所以である。

### 3-A-2 労働力の移動について

① 自由経済下の労働市場メカニズムとして労働力が生産性の低い部門から高い部門に移動することは当然であり、且つ国民全体の生産力をフルに發揮させる上にもむしろ好ましいことである。

之を抑制することは低生産部門の生産性向上等による所得の増加なくしては困難である。

② 同様に第一次産業部門から二次、三次産業部門への労働力の移動は上記の観点並びに他方第一次産業部門の就業者数を減らし、その技術革新構想的改善、経済的合理化への動機を与えて、労働生産性の向上に導くものである限り歓迎されるべきである。

3-A-j 政府予算増の経済に及ぼす影響について

以上考察して来ると、問題の本質は政府予算の増加が国民需要を刺激して供給を上廻る程に増大し、経済を圧迫し、インフレ的相称に導くかどうかという点に尽きるのであるが、このうち賤貨の供給は輸入の増加によっていくらでも需要の増加に見合うことができるので、構造的に需要が供給を上廻り、インフレ的圧力となるおそれはいささか存しない。また労働力の供給関係においては、一時的にしろ逼迫状態が起り得るとしても部分的には日本本土を始め近隣諸国と共通の労働市場関係にあることからして、沖縄における賃銀水準の上昇に伴い、経済の原理に従って労働力の供給バランスが維持されるにたゞであることは十分に期待される。

・ 海軍の自由化 (米軍の在沖地位の撤廃)

琉球政府

○○○○

○○○○

统计部

消费价格指数 1955年12月与1956年6月的变动

品名	1955年12月	1956年6月	变动率	系数	加权
粮食	111.1	116.7	5.0	-	10,000
小麦	111.5	116.6	5.0	0.02	5,376
大米	116.1	124.8	6.6	0.88	1,459
其他	116.1	124.8	2.5	0.04	3,227
合计	123.3	127.4	0.6	0.03	507
非食用原料	101.8	101.8	0	0.28	767
羊毛	101.8	101.8	0	0	389
其他	101.8	101.8	0	0	0
植物油	142.4	153.3	7.7	3.44	595
菜油	142.4	153.3	7.7	3.44	595
动物饲料	114.1	117.4	2.9	0.02	60
其他	114.1	117.4	2.9	0.02	60
调味品	118.3	118.5	0.2	0.01	412
其他	118.3	118.5	0.2	0.01	412
水果	105.2	105.6	0.4	0.002	420
其他	105.2	105.6	0.4	0.002	420
酒类	151	154.8	2.5	0.54	357
其他	151	154.8	2.5	0.54	357
饮料	100.9	101.3	0.4	0.01	119
其他	100.9	101.3	0.4	0.01	119
服装	100.6	100.9	0.3	0.02	161
其他	100.6	100.9	0.3	0.02	161
其他	88.2	88.8	0.7	0.02	273
其他	88.2	88.8	0.7	0.02	273
住宅	101.2	102.7	1.5	0.12	106
其他	101.2	102.7	1.5	0.12	106
总计	103.8	124.1	20.3	0.92	3,083
粮食	106.1	109.5	3.2	0.38	1,422
非食用原料	110.9	110.9	0	0	345
植物油	146.1	167.1	0.7	0.03	347
动物饲料	147.0	163.5	11.2	0.61	414
调味品	150.0	159.0	0	0	357

粮食  
小麦  
大米  
其他  
非食用原料  
羊毛  
其他  
植物油  
菜油  
动物饲料  
调味品  
水果  
酒类  
饮料  
其他  
服装  
其他  
住宅  
其他

⑤  
1.5  
3.5

### 教員新規需要計画表

1966年8月4日作成

	1966年度	1967年度	1968年度
教授	211	220	241
准教授	150	203	112
専任講師	130	206	228
小中高補	197	275	376
屋宇等充計	653	904	1,062

文教庁資料

### 大専卒業生定数

	1966年3月	1967年3月	1968年3月
大専大短大	532	679	758
大専大短大	180	231	244
大専大短大	36	74	47
大専大短大	262	269	220
大専大短大	300	902	944
大専大短大	168	175	180
大専大短大	1,026 (25%)	2,475 (36.5%)	2,591 (41%)

「卒業基本調査」  
「卒業生調査」

大専大短大  
大専大短大  
大専大短大  
大専大短大  
大専大短大  
大専大短大  
大専大短大



1966.8.14

# 非公式懇談内容

題「1968会計年度(昭和42会計年度)  
に於ける日米印紙税援助事業  
について」

- 高橋洋行との懇談に先立つて、本日は日米印紙税援助事業に関連して日米両国が直面している諸問題(事実や考え方)を長官と意思の交換を目的と思っております。如衆知の様、日政府代表はすでに日政側のスタッフ(お局)と日米印紙税会談も非公式に開始しており、日米協議会に於て両政府が早く問題の解決を見出すため、この非公式会談を積極的に行なうことと致しております。

先づ第一に、琉球の経済はこれまでの最高に達しております。事実、経済界で言ふ

僻景(経済の特徴)をよと承して、  
あり、とへは66会計年度の国民総所得が  
異例的高率を以て65会計年度より17パーセント  
以上増加しております。只経済はすでに飽和状態  
に達しており、且、インフレの気配もあつた。抑制に  
ないまにしておけば今後其の経済成長が望  
めぬ。おそれがあります。とへは現在台湾  
と北国から労働力を導入して、  
その傾向が証明する様に、特に建設業と  
ハイ産業を助ける。労働力の不足  
があつた。消費価格指数は過去10年に  
且る1.3パーセントの平均年間の増加に比べ  
て過去64月間に5.6パーセント上昇してしま  
う。税金の減少、日米援助の増加、  
来年度から始まる予定になつてゐる米国の  
講和前補償金の交付、  
によって購買力が

増加の方向でありませぬ。

民政府はこの情勢を琉政の発展  
今後とも注意深く検討するつもりでありま  
す。これに関連して基本的経済政策の  
長期的な計画は消費価格指数の

- 変動的な増加を防止することであり
- ます。加速度的な長期計画により琉  
政の一般会計予算は現会計年度  
(67会計年度)に於て8,200,000円に  
増加の方向であり、これは昨年度(66会計  
年度)の66,000,000円を33パーセントも  
上回ることにはなりません。この長大な増  
加予算は余程努力によりはなされ  
に執行することは一困難であります。その  
理由の一つは66会計年度に於ける建設事業  
の大半(約60パーセント)が66会計年度中に  
完了し得なかつたためであり、そして67会

計年度内に執行されなければならぬとい  
ておられます。それに加つて67会計年度の新  
建設事業費(15,700,000円)は66会計年度  
の予算(9,900,000円)の一倍半以上になつて  
いるのであります。

- 
- 私達は1967年6月30日までには68  
会計年度の事業の契約を結ぶことができると  
確信してあります。しかしこの事業の大半は  
68会計年度に完了しなければならぬので  
あります。沖縄の建設業界はすでに建設  
事業が飽和状態に直面してあり、且  
公私と基地の建設需要心が遠く  
増分の途をたどつて、今日私達は  
68会計年度の新築改築事業の  
能力が12,000,000円に留まるもの

と予測してゐます。この予測によれば、長期計画案にある22,300,000円の建設事業は到底建設業界が受けきれない数字になつてゐます。

- 67会計年度琉政予算である88,200,000
- 円は琉球の推計国民所得に対し20.6
- パーセントの割合になつてゐます。これに
- 比して66会計年度はわずか6.5パーセント
- の割合でありました。長期計画の推計
- では68会計年度琉政予算総額が約
- 97,800,000円に見積つてあり、これは
- 現金計年度と同様に国民所得に
- 20.6パーセントに留めることになってゐます。
- 先きに述べました津災や養育費が私達
- に与へる影響は、この割合が

より経済発展と莫大の経済成長を防止するようインフレや計画の不均衡を惹起せずして今後数年間に達する最大限まであるべきであります。そのため

- 琉政の行政主権やその専断の力が
- そのほとんどを日政援助に求められ
- 30,000,000円以上を要請しても66
- 会計年度琉政予算は約97,000,000円
- に留めることが出来たことであること
- 思ふのであります。琉政側は地元の政治
- 的配慮に刺激されておられ、そのため
- 財政の要素にも優先されることと目
- 認めてゐるのであります。又琉政側は
- 若し日政援助の増加が十分に実現し
- れば更に減税を断行する意向ありと
- 私達は見てゐるのであります。

高等弁官は度々色んな機会に於て  
日米相双の協力体制の精神に基づき  
日本が有益で利用可能な援助であ  
ればいくらでも受取らうと口先か  
では無いが、但しそれらの援助は米國  
の施政行使の責任又は基礎の運営  
活動に支障を来さないものと発言  
してゐます。経済上施政上に価値の  
あるためには援助事業が長期計画  
によく反映されなくてはと私達が  
確信する。地元の必要に應ずるもの  
又地元の能力に適合するものがある  
べきであります。特に援助は地元  
経済を刺激するものであり、でき  
て、反対に地元の経済と競ふような  
余りにしる大な政府予算が採られる

ためインフレに巻き込まれるのを  
あつたはならないのであります。更に  
米國と致しても日政援助を要請する  
場合、それが琉政の執行でさえないもの  
又は経済が吸収し得ないもの等々  
善意的にも要請することができらるもの  
であります。そのようになることをわれは  
貴國や私の政府を当惑させるのみ  
であります。受け取る側が十分に  
吸収し得ない援助を受け取ることは  
一時の心理的・政治的利莫がある  
と認めることができては受け取らるべき  
ではない。場合悪影響を及ぼすこと  
に十分を得るのであります。

現在行はれてゐる貴國との非公式

○ 総談の中で自然増及び水に  
○ 二、三の特別な新しい事業を以て  
約19,000,000 円の日政援助を求め  
○ ぬることが示されてゐます。現政の予算  
に於り合算が保持されるように約19,  
○ 000,000 円の米國援助を要請する必要  
もあつてと思つてゐます。この水に於いては  
○ 援助事業については両政府の代表  
者が更に非公式総談を以て、更に  
○ 高等弁官との御会談が行われる  
○ 前に、去年獲の援助額や援助中  
の細微に且つて感謝を述べ  
しなうと言つ、御方針を保持する  
○ ための致し方。民政黨と致して  
は九月に開催予定の協会の開  
に於る準備と御合意して置く

の要路とこの水の問題に於いて総  
談し、詰けることを期待するものと  
思ふ。

D

CONSUMERS' PRICE INDEX  
Maha, Oklahoma  
Average CY 1961 = 100

<u>Period</u>	<u>General Index</u>	<u>Period</u>	<u>General Index</u>
CY 1955	87.4	Dec 1965	111.1
1956	94.3	Jan 1966	111.2
1957	95.4	Feb	112.7
1958	95.7	Mar	112.7
1959	96.4	Apr	112.5
1960	98.1	May	113.3
1961	100.0	Jun	116.7
1962	102.4	Jul	116.2
1963	105.3	Aug	116.3
1964	108.1	Sep	121.6
1965	110.0	Oct	119.0
		Nov	118.7
		Dec	118.6

Average Annual Increase Rate  
CY 1955 to CY 1961 2.4%  
CY 1961 to CY 1965 0.5%

Increase rate in CY 1966  
Dec 1965 to Dec 1966 6.8%

I. A-4

秘  
無期限

北米局長

参事官

北米課長

42.5.4

沖縄問題に関し 板村外務省  
北米課長と ハーネル米大使館  
一等書記官との会談

(42.5.4  
米北)

5月4日午後 ハーネル米大使館一等書記官は  
板村北米課長を訪問、要旨次の如き会談を行  
なった。(出席 渡辺、横田)

記

1 当方より 口会談で沖縄援助のうち どの項目が  
日本側から提案されたものであるかにつき 復内が  
あった。一度は 此の外交交渉の内容にかかわるも  
のであるので 公表できな...と答えたが、再度 しか  
ら 最終的に合意されたもの...と云ったところ、  
側提案か...と復内を受け...と述べたところ、  
(いかに...)

GA-6

外務省  
1201

生5頃  
51時  
5分

2

先方は、まず援助の決定は 琉球も含めた 三者間  
の話し合いを通じて行なわれるもの...あり、  
~~米側は~~ <sup>白米は米の援助は</sup>  
<sup>いこうな</sup>

区別は無意味である。のみならず、この問題はいつて  
の議論が 発展...は、まずからの援助決定の過程  
し、白米両提案の詳細を出されれば...は

に悪影響を及ぼすのではな...かと答えた。当方、  
しかしながら、これを拒否することにも不要の疑惑を生

ずる悪影響があり、また、われわれとしても議会に  
して非公式な話し合いが三者間で行なわれるから、

区別をほつりすることは あり意味がな...こと...  
~~無意味~~ 説明あることとした...。また、まずから  
~~交渉は進行中の内は~~ 提案の詳細は明らか...  
日本政府の援助...  
~~米側~~ と答えたところ、先方は、これは究極  
旨を明白にしておく...  
<sup>その政治的判断は米側が</sup>

的には日本側の問題であり、自分としては 何か  
将来に及ぼすかもしれない...悪影響を恐れるのみ

GA-6

外務省

である。答えたうえ、たゞは個人の議員に対して  
 非公開のブリーフィングを行なうことはできな  
 いかと述べたので、<sup>が最終的には当方の判断に任された</sup> 当方よりそれと答えた。  
 2 当方より沖特委で、沖縄新船舶旗の実施  
 を早めるよう米側に申し入れるべしとの決議を採  
 択する動きがあったので、自分から理事会において  
 米側に対し予定日などについて合わせてみるこ  
 とを打ち合わせがあった。<sup>実施</sup>  
 答えたところ、先方は現在 USCAR は本件実  
 施を7月1日と考えているので、これが米側の  
<sup>目標</sup> 目標であるとして口会で述べられて結構であると答  
 えた。さらに当方より7月1日を更に早めることは  
 できなかと聞いたところ、それ困難と思うが、  
 7月1日実施を定める布告をできるかのみが

に公布することは可能と考えるので検討する旨答  
 えた。  
 この関連で、沖縄船舶に対する管轄権の問題  
 が話題にのぼり、先方は、日本側にも法律技術  
<sup>私見ではあるが</sup> 的に内題があると聞いているが、<sup>す</sup> 旗の内題を片付  
 けたのであるから、管轄権の問題も片付けられるのでは  
 ないか、あし卑劣レベルで非公式な意見の交換  
 をしてみたいと述べ、当方も同意した。  
 3 口会で<sup>籍</sup> 沖縄船舶船員に対する管轄権と  
<sup>もとより、それは船と船との区別を</sup> 外交保護権を質問されたが、当方としては船員に対  
 する管轄権は米側が保有しているが、これはたと  
 えは日本がその船員に対して外交保護権を行使  
 すること conflict するものではないと答えることに  
 して述べたところ、先方は、<sup>籍</sup> 実際には日米双方が協



かしてあるべき問題であり、これを理論的に明確に  
区別しようとする事はかえって種々の問題を生ずる

ことになるかと答えた。これに対し先方より協議委員会  
では沖縄住民に対する外交保護権は一方的に日本

が行使する事が合意されているので、例えば米三国に  
より沖縄船が不法に拿捕された場合、その

釈放要求等を行なうのは米側の責任であるが、当方  
も住民保護の観点から船員保護に関心を有するもの

であり、現実には、日米協力して対処するとして解~~する~~  
述べ、先方も同感であると述べた。

4 当方より沖縄で日本旅券を発給するに当たり、日本  
側の法律と USCAR の規則とが十分かみあう

必要があるので旅券法の英訳を~~した~~、<sup>従前から</sup>これを  
検討してもらいたいと述べ、先方も同意した。

5 軍用道路につき口会で再度問題になったと述べた  
と3. 先方は USCAR も鋭意調査中であるので

近時には回答できると述べた。

6. 先方刊、文書に当方の使用した書、マフマフ  
合読の記録につき、これは国府有の文書に在

るが、表紙が可成りか、同じ部分を読むと  
前号文の上、その一部を讀上げた。(内容

は別添電信表紙中の「刊」)